

施策2 ユニバーサルデザインに配慮した

まちづくりを進める

5年間の目標

区民や事業者と協力し、鉄道駅とその周辺施設とを結ぶ経路の整備、区立施設や区立公園および民間建築物のバリアフリー化を進め、だれもが安心して出かけられる環境を広げます。

現状と課題

- 区内の全ての鉄道駅では、バリアフリー化された1ルートの確保が完了し、ホームドアや内方線付き点状ブロックの整備が進んでいます。今後は、乗降客が多く、駅の構造上1ルートだけでは利便性を欠く駅の2ルート目の整備等、更なる利便性や安全性の向上が必要です。
- 区立施設や区立公園の整備や改修は、練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づきバリアフリー整備を進めています。様々な利用者が安全かつ円滑に利用できる整備のためには、高齢者、障害者、乳幼児連れなど当事者の意見を取り入れた設計等を行うことが重要です。
- 駅や建築物等のバリアフリー化は着実に進展していますが、それぞれ個別に整備が行われ、施設間をつなぐ観点が不足しています。区民や関係施設との連携・調整を進め、ハード・ソフトの両面から、駅とその周辺施設との経路の連続性に配慮した整備を行うことが必要です。
- 商業施設や飲食店のバリアフリー化について、積極的に進めるべきと考える区民が増えています。暮らしに身近な中小規模の店舗で、だれもが安心して利用できる整備等が広がるよう、事業者の主体的な取組を促していくことが必要です。

重点取組 1 鉄道駅や周辺のバリアフリーを充実させる

全ての人々が等しく社会参加する機会を確保し、安心、快適に暮らし続けることができる地域社会を築くためには、日常的に「外出しにくさ」を感じている高齢者、障害者、乳幼児連れなどが円滑に行動できるエリアを拡げる環境整備が不可欠です。

そのためには、駅、建物、道路、公園等それぞれのバリアフリー化に加えて、利用者が駅を降りてから施設に到着するまで、スムーズに移動できる経路の整備等が必要です。

まずは、駅と主要な公共施設とを結ぶ経路のバリアフリー化を進め、引き続き、区民の生活に必要な施設を相互につなげる取組を広げていきます。

(1) 駅のバリアフリー化の促進【充実】

乗降客が多く、駅の構造上バリアフリー化された経路が1ルートだけでは利便性を欠く光が丘駅、小竹向原駅について、2ルート目の経路の確保に取り組みます。また、ホームドアの整備等、更なるバリアフリー化について鉄道事業者に働きかけます。



写真：ホームドア整備のイメージ（西武池袋線池袋駅）

(2) 駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備

駅と主要な公共施設とを結ぶアクセスルート()について、わかりやすく一貫した案内誘導や管理区域境界の連続性などに配慮した整備等に取り組みます。更に、主要な公共施設への経路に引き続き、多くの区民が利用する医療機関などについてアクセスルートの指定を進めます。

「公共施設のアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン」の考え方に基づき、高齢者、障害者、乳幼児連れ等とのまち歩き点検、関係施設との情報共有など、区民・事業者との協力・連携の取組を広げます。

アクセスルート...公共施設を利用する区民や来街者が、駅を降りてから施設で目的を達成するまでの経路。具体的には、駅の有人改札口等から公共施設内の案内所や窓口等までの移動経路をいう。平成30年度に、区立施設12か所と最寄り駅の経路についてアクセスルートを指定。



写真：アクセスルートのまち歩き点検を行いました(平成30年度)

重点取組 2 使いやすい公共施設を増やす

地域には、年齢や性別、心身の状態などから様々なニーズがある人が暮らしています。区立施設や区立公園が、誰もが利用しやすく、楽しめるようにするためには、法令で求められるバリアフリー整備に加えて、利用者の視点による整備や改修を進めることが大切です。

練馬区福祉のまちづくり推進条例を適切に運用するとともに、利用者の声を蓄積し設計等に反映していくことで、ユニバーサルデザインの施設整備を進めます。

(1) より使いやすい区立施設・区立公園の整備

全ての人が安全かつ円滑に利用できる区立施設、区立公園とするため、一定規模以上の整備や大規模改修の際には、設計および竣工の段階で、利用者から施設や設備の使いやすさ等の意見を聞き、より効果的な整備を行います。既存施設についても、練馬区福祉のまちづくり推進条例に定める整備基準に適合するよう必要な改修に努めます。



写真：区立施設の改修事例
ガラス窓付きエレベーターを設置（集会所）



大型ベッド、オストメイト設備を設けた
だれでもトイレの設置（図書館）

(2) だれもが利用しやすいスポーツ環境づくり【充実】

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもがスポーツを楽しめるよう、引き続き、スポーツ施設のバリアフリー化を推進します。大泉さくら運動公園庭球場には、車椅子テニスに適応した庭球場を新設します。また、光が丘体育館は、車椅子でも利用しやすいアリーナ床への更新を行います。

今後も、更なる利便性向上を目指し、施設の改築、改修にあわせてユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備を行います。

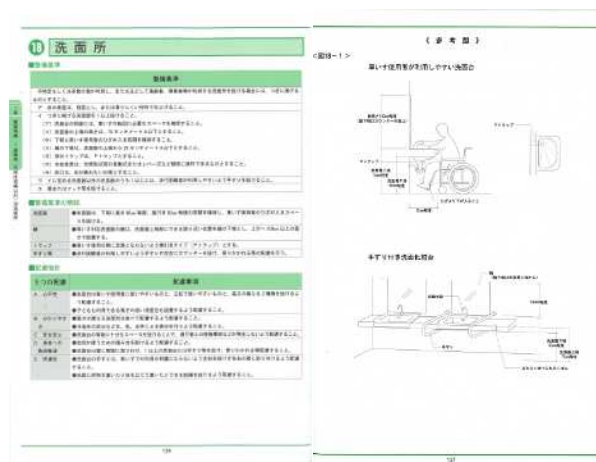
写真：車椅子テニスプレイヤーのみなさんからバリアフリー設備等についてご意見をうかがいました（平成30年度）



(3) 福祉のまちづくり推進条例施設整備マニュアルの改訂【新規】

施設の整備については、バリアフリー基準や配慮事項を図解した「施設整備マニュアル」を用い、引き続き、施設管理者や設計者等の理解を促進します。

国、都のバリアフリー整備基準やガイドライン等の見直しや技術の変化、区民の意見等の蓄積を踏まえて、現在のマニュアルをよりわかりやすく改訂します。



図：施設整備マニュアル（表紙）

施設整備マニュアル（内容例）

重点取組 3 だれもが安心して使える・気軽に行ける 身近な民間施設を増やす

区は、平成 22 年 10 月に練馬区福祉のまちづくり推進条例を制定し、床面積 200 ~ 500 m²の店舗や診療所を、バリアフリー整備が義務づけられる対象に追加しました。これにより、新しい建物の整備は着実に進んでいます。今後は更に、小規模な店舗や診療所など民間既存建築物のバリアフリー化に力を入れることが必要です。

だれもが、いつでも気軽に、安心して利用できる場所を増やすことは、行政だけでは実現できません。区民、事業者、区がそれぞれの立場で協力し、取組を進めることが必要です。

区民、事業者のみなさんと共に、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を一層浸透させ、事業者の主体的な取組を広げます。

(1) 民間建築物のバリアフリー改修の促進

店舗、診療所、共同住宅の共用部について、スロープや手すりの設置などの改修に必要な費用の一部を助成し、既存建築物のバリアフリー化を促進します。

また、バリアフリー法に基づく認定制度()の周知等により、より高いレベルのバリアフリー整備を促進します。

バリアフリー法に基づく認定制度・・・病院、店舗、事務所などについて、より高い水準のバリアフリー整備誘導基準に適合し、区長の認定を受けたものは、認定建築物であることの PR や容積率の緩和等を利用できる制度



写真：店舗の改修事例（手すりの設置、簡易スロープの購入）

(2) 設計や施工に活かすユニバーサルデザイン技術の蓄積【充実】

様々な利用者のニーズや課題の把握、効果的な整備手法や失敗事例の収集など、ユニバーサルデザインの視点から設計や施工に役立つデータ等の蓄積と情報提供を進めます。

新たに、事業者や設計者等が、小規模な飲食店などの改修を検討する際に役立つ整備事例などをとりまとめた事例集を発行します。



写真：設計者や施工者対象のバリアフリー研修の様子

関連する取組

建築物のバリアフリー化
道路のバリアフリー化
放置自転車対策